

求職者情報化研修

求職者の早期就職のため、パソコン操作の習得などの研修会を開催します。
日時：10月20日(月)～11月20日(金)の平日20日間9:00～16:00
会場：一関市職業訓練センター(舞川)
対象・定員：市内に居住または市内の学校を卒業した人で、市無料職業紹介所に求職の申し込みをする人・先着20人
内容：パソコン基礎技術、OS活用技術、キャリアガイダンス、インターネット・ビジネスソフト活用など
受講料：無料
申込方法：本庁労働政策室、各支所産業経済課、ジョブカフェ一関、ハローワーカー一関、同千厩出張所、パートバンクに用意してある研修申込書と求職申込書に必要事項を記入してご持参ください。
受け付け：9月16日(金)～10月16日(金)
申込先・問い合わせ先：本庁労働政策室(市無料職業紹介所) ☎218460

野外焼却は禁止されています

禁止の例外にあたる焼却でも注意が必要です

野外焼却は、廃棄物処理法および生活環境保全条例により禁止されていますが、農業のためのやむを得ない焼却などについては、例外として野外焼却が認められています。
ただし、例外にあたる焼却を行う場合でも、次の点に注意してください。
◆煙や臭いが近所の迷惑にならないようにする。
◆風向きや強さ、時間帯を考慮する。
◆草や稲わらなどはよく乾燥させ、煙の発生を抑える。
◆少量ずつ焼却する(大量に焼却すると、火災の危険が増すばかりでなく、煙が道路に流れた場合に通行の妨げになり、交通事故の原因になることがあるため、危険です)。
なお、草や稲わらを処分する際、たい肥化など焼却以外の代替方法が容易にとれる場合は、農業のためのやむを得ない焼却には当たらないため、焼却することはできません。
◎問い合わせ先：本庁生活環境課 ☎218341

相談

女性センター特別講座
石蔵山憩いの森トレッキング
日時：10月7日(火)8時30分～14時30分
資格・定員：市内に居住または勤務する人・先着35人
講師：藤木洋太郎さん、芦川宏さん
参加費：800円
受け付け：9月17日(水)12時30分
申込先・問い合わせ先：女性センター ☎2145

生涯スポーツ教室

ボウリング教室
日時：10月15日～11月12日
毎週水曜10時～12時5回コース
会場：キャニオンボウル
資格・定員：市内に居住または勤務する人で、初めて受講する人・先着20人
参加料：500円

ウオーキング教室

日時：10月2日～10月30日
毎週木曜9時集合5回コース
コース：平泉・芭蕉の道、川崎町内(予定)
資格・定員：市内に居住または勤務する人で、ウオーキングに興味がある人・先着40人
参加料：500円

共通事項

受け付け：9月15日(月)～申し込み：初回までに参加料を添えて(電話可)。
申込先・問い合わせ先：一関市総合体育館 ☎3111

多重債務整理・消費者問題の相談

多重債務整理のための消費者救済資金の融資相談
日時：毎週月曜～金曜10時～16時
弁護士・司法書士による消費者問題相談
日時：毎週火曜・木曜・金曜16時～、毎週水曜17時
会場はいずれも信用生活協一関相談センター

耐震診断無料相談コーナー

木造住宅耐震診断無料相談コーナー
耐震に関する疑問や相談に耐震診断士がお答えします。
日時：9月24日(水)10時～15時
会場：本庁1階市民の室、千厩支所1階市民ホール
相談員：岩手県建築士会一関支部および同千厩支部から派遣された耐震診断士

司法書士無料法律相談

10月1日の法の日を記念して無料法律相談を行います。

お知らせ

交通事故多発中(8月末現在本年11件の死亡事故)！
本年7月末時点で、全国10万人以上の都市のうち、当市の10万人当たりの交通事故死者数は全国ワースト1位となる非常事態です。交通事故は運転者・歩行者それぞれの心掛けて防ぐことができます。今後、交通事故の犠牲者を

出さないためにも、交通規則を順守し、事故を起こさない。一人一人が注意しましょう。
交通事故を防ぐために：まずスピードダウン、歩行者・横断者への注意、交差点止まって確認、夜光反射材の着用を
【秋の全国交通安全運動】
9月21日(日)から30日(火)までの10日間実施されます。
当市でも高齢者が事故に巻き込まれるケースが半数6件(件)を占めていることから、高齢者の交通事故防止を運動の重点として展開されます。
◆すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用◆夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止◆飲酒運転の根絶
◎問い合わせ先：本庁生活環境課 ☎218342

真湯山荘利用回数券の払い戻しについて
真湯山荘は現在、岩手・宮城内陸地震の影響により営業を休止していますが、当分の間営業を再開できない見通しです。このため、購入いただいた「真湯山荘利用回数券」を払い戻します。
回数券をお持ちの人は、お手数でも一関市地方森林組合(赤荻字槻本290)までお越

公証週間公証相談会
日時：10月1日(水)～7日(火)10時～16時
会場：一関公証役場
内容：契約や遺言の公正証書について、電話相談可
相談先問い合わせ先：一関公証役場 ☎21986

公証週間公証相談会
日時：10月1日(水)～7日(火)10時～16時
会場：一関公証役場
内容：契約や遺言の公正証書について、電話相談可
相談先問い合わせ先：一関公証役場 ☎21986

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

国民年金保険料の免除を受けた人は「追納制度」で満額の年金に
国民年金保険料の免除を受けた場合、免除承認を受けてから10年以内であれば、免除された保険料をさかのぼって納付できる「追納制度」があり

オール電化のご相談はお近くの
東北電力電化普及協力店
エルパルショップ
エルパルショップ検索はこちら
http://www.tohoku-epco.co.jp
東北電力オール電化 検索

IHクッキングヒーター体験講習会
毎月第3水曜日 東北電力一関営業所 10:30～12:30
毎月第4土曜日 JAMITハウジングギャラリーいちのせき 10:30～12:30
参加費 無料
お一人様からグループまで大歓迎。まずはお電話ください。(要予約)
お問い合わせ窓口
東北電力一関営業所 ☎0191-26-0073
担当：ホームアドバイザー(高橋・佐藤まで)

シルバー人材センター 仕事発注のご案内
発注者 仕事を出す方々(家庭・企業・公共団体等)
仕事の発注にあたって
・公共的、公益的な団体ですので、収益を目的にいたしません。安心して仕事をお任せいただけます。
・代金は、センターに支払っていただきますが、資金や給与ではありませんので、外注費・委託費でお支払いください。
・高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしていません。
・仕事はセンターが責任を持って完成または遂行いたします。
・会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期にわたる就業はしていません。
・ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。
お問い合わせ先 一関市シルバー人材センター 一関市青葉一丁目1-25 ☎0191-26-3760

※広告に関するお問い合わせは、総合広告 ☎019(626)3370まで。